

4 委員自己紹介

各委員、事務局の自己紹介

5 委員長・副委員長の選任

委員長には井上委員を、副委員長には横井委員を推薦→承認

6 委員長・副委員長あいさつ

委員長・副委員長よりあいさつ

7 議事

(1) 岩倉市防犯カメラ設置運用検討委員会について

資料1について、早川統括主査より説明

※質疑等なし

(2) 防犯カメラの現状について

資料2-1、2-2、2-3について、早川統括主査より説明

委 員：現状、市内に防犯カメラは何台設置しているのか。

事 務 局：石仏駅東西自転車駐車場、旭跨線橋東西自転車駐車場、アピタ岩倉店東側線路沿いにある岩倉駅西第2自転車駐車場、岩倉駅北側バス通り沿いにある岩倉駅西第3自転車駐車場に合計14台設置されている。また、不法投棄防止用カメラとしてソーラー式のものが4台ある。

委 員 長：個別の施設管理権に基づき設置されたカメラはあるが、一般的な防犯を目的としたカメラはまだ設置されていないということでもいいか。

事 務 局：一部、施設に設置されているカメラはあるが、防犯目的ではないし、公共の道路等を映しているカメラは現状まだない。

副委員長：不特定多数の人が利用する施設とは具体的に何を想定しているのか。

事 務 局：例えば、市役所の庁舎等を想定している。

副委員長：公共の場所とは具体的に何を想定しているのか。

事 務 局：例えば、通学路も含めた道路、公園、駅のロータリー等、一般的に市民が利用できる場所を想定している。

事 務 局：あくまで事務局で考えている用語の定義なので、委員会の中でも議論していただきたい。

委 員：コンビニやスーパー等の民間企業での設置状況は把握しているのか。

事 務 局：把握していない。県で制定しているガイドラインに沿って管理運営をお願いしている。

委 員：市から補助金を受けて区で設置した防犯カメラも県のガイドラインに沿って管理運営するように指導しているのか。

事務局：県のガイドライン（資料２－３）の５ページにある「防犯カメラの設置・運用要領」に沿って各区で運用していただいている。

（３）今後のスケジュールの確認

資料３について、早川統括主査より説明

委員：設置台数は考えているのか。

事務局：概ね 100 台ほどを寄附でいただけると聞いている。市設置分に関しては、本委員会等で設置方針や設置箇所のご意見をいただいた上で、市の財政状況に鑑みながら設置台数は決めていきたい。

委員長：条例制定を考えると設置までの日程がかなりタイトだと思う。

事務局：寄附分に関しては、PTA や学校関係者に設置箇所について案を検討していただいている。条例の制定と多少タイミングが前後するかもしれないが本委員会でご意見をいただきながら決定していきたい。また、12 月議会で条例提案を考えているので、皆さんにも活発な議論をしていただき協力していただきたい。

（４）協議

委員：今回制定する条例は防犯カメラ全般に関するものか、もしくは、学校周辺や通学路の安全安心のために限定した防犯カメラに関するものか、どちらを考えているか。

事務局：防犯カメラ全般に関する条例である。

委員：区で設置した防犯カメラについて、修繕費や定期的なメンテナンス費用、電気代等のランニングコストは市が負担しているのか。

事務局：修繕費に関しては、資料２－１にもあるとおり 15 万円を限度額として修繕費の 2 分の 1 以内を市から補助している。メンテナンス費用やランニングコストは補助対象外である。

委員：寄附される防犯カメラについて、最終的な所有者は市なのか。

事務局：そう考えている。

委員：市設置分に関して、設置する場所によって区から設置金額の一部を請求することはないのか。

事務局：寄附分に関しても市設置分に関してもそのようなことはない。

委員：子どもを狙った犯罪を最近よく耳にするので、防犯カメラが設置されれば学校としても安心できる。管理運用をしっかり行っていけばよいと思う。

委員：PTA としてはとりあえず早急に設置して安全安心なまちにしてほしい。設置箇所等の問題点に関しては、設置してから随時改善していけばよいと思う。

事務局：そういった考えを持った方がたくさんいることは承知している。一方では、プライバシーの保護に関しての意見をお持ちの方もいる。事務局としては、その両面を踏まえた上で、きちんとしたルールづくりをしていかなければならないと考えている。

副委員長：不審者メールをたまに受信するが、発信元はどこなのか。

委員：学校から発信しているものもあれば、警察、市から発信しているものもある。

副委員長：メールを見ると、犯人像がよく書かれているがある程度マークできているのか。

委員：あくまで目撃情報の事後報告なので、マークはできていないと思う。

委員：同様の犯罪が相次いでいけば、警察である程度把握していると聞いたことがある。

岩田氏：事件発生から通報を受けてメールを発信しているのでどうしてもタイムラグが発生してしまう。不審者メールはどちらかといえば犯罪の傾向をお知らせして未然に防いでいただくことを目的としている。

委員：子どもの安全安心なまちづくりを目指して通学路に設置するというのであればプライバシーに関してもある程度理解を得やすいだろう。防犯カメラを設置するからにはきちんとした目的を持って、その目的に沿ってしっかりと管理運営をしていかなければならないと思う。

委員：設置に向けては地域の方々の理解が必要になると思う。防犯カメラを設置することで地域の方々も守られているという意識が高まると思う。

事務局：本日議論していただいた内容も踏まえて、次回会議で条例の事務局（案）の提示を予定している。

5 次回会議日程について

各委員がその場で記入した日程調整表に基づき事務局がとりまとめ。

次回会議：9月4日（月）午後2時から 第1委員会室